

外貨定期預金規定

第1条（預入）

1. 外貨定期預金（以下、「この預金」といいます）への預入は、通貨ごとに当社が別途定めるものとしします。
2. この預金への預入は、お客さま名義の円普通預金口座（決済用預金も含む）または同一通貨の外貨普通預金口座からの振替により取扱います。この預金には、現金による預入はできません。
3. この預金の取引は、当社の外貨普通預金口座をお持ちのお客さま（同時に開設する場合を含みます。）が本規定を承諾のうえ、当社が認めた場合に行えるものとしします。
4. 未成年のお客さまおよび書面等を電子交付することにご同意いただけないお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。ただし、満13歳以上の未成年のお客さまは、親権者または後見人による当社所定の同意手続により、この預金の取引を行うことができます。本規定に続く未成年者外貨定期預金規定を確認ください。
5. お客さまは、外貨定期預金の仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の責任においてこの預金の取引を行うものとしします。
6. 当社は、当社所定の取引時間帯に、外貨定期預金取引の預入を当社所定の方法で受け付けます。
7. お客さまの円普通預金口座または同一通貨の外貨普通預金口座からの振替による預入となります。なお、円普通預金口座からの振替による場合、外貨を買い付ける方法によって行います。
8. 次の各号に該当する場合、当社は、前項に定める取引時間帯の内外にかかわらず預入を受け付けません。なお、詳細は、当社 Web サイト上に掲示します。
 - (1) お客さまの指定する預入内容をもとに当社所定の方法により計算した支払相当額が、お客さまの指定する出金口座の支払可能額を超える場合
 - (2) その他当社が別途定める場合
9. 第7項の円貨からの預入に適用する外国為替相場は、預入受付時点で当社が提示する取引レートとし、当社は、預入受付完了後すみやかに約定処理を行います。当該約定処理の完了をもって外貨定期預金取引は成立します。

第2条（取扱通貨等）

この預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとしします。

第3条（適用レート等）

1. この預金において、通貨の換算を伴うこの預金の預入またはこの預金を外貨普通預金口

座に払戻後、外貨普通預金口座から円普通預金口座に払い戻す際にその換算に適用する外国為替相場は当社所定のレート（以下「取引レート」といいます）とし、当社は、当社所定の時間帯（以下「取引時間帯」といいます）にこれを更新します。

2. 取引レートは、外貨の買付時に適用するレート（以下「買付レート」といいます）と外貨の売却時に適用するレート（以下「売却レート」といいます）とし、その双方を当社インターネットバンキング上に表示します。
3. 取引レートには当社所定の為替手数料を含みます。

第4条（払戻）

この預金の払戻は、満期日に、元金および利息をお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金口座への振替によることとし、現金、振込、引落などによる払戻はできません。

第5条（満期における取扱方法）

1. 満期取扱方法

満期取扱方法は満期解約のみとします。また、満期取扱方法は変更することができません。

2. 満期解約

満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金および利息はお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。

第6条（満期日前の解約）

この預金は、満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前にこの預金の全部を解約する旨の申出があり、かつ当社が認めた場合に限り解約することができます。この場合の利息は無利息とします。

なお、この預金の一部のみを解約することはできません。

第7条（利息）

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および適用する利率を以下「約定利率」といいます）によって単利の方法により計算し、満期日に支払います。
2. この預金の利息に適用する利率は、別途定める預入期間および預入方法などの区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 Web サイト上に表示します。約定利率は、預入において、当社 Web サイト上の該当区分に表示された利率とします。
3. 満期日に何らかの理由により解約ができなかった場合、満期日に第 1 項により計算された利息を元金に組入れます。満期日の翌日以降に解約する場合、満期日以後の利息の計算方法は、満期日から解約日の前日までの期間について、外貨普通預金規定第 8 条

に準じた取扱いとし、解約日に支払います。

4. 第6条に従い、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、無利息とします。払戻元金の支払いはお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金口座への振替により行います。
5. この預金の付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、補助通貨未満は切捨てます。通貨の種類によっては当社所定の付利単位とします。

第8条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾

を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条（この預金に係るサービスの変更、中止または終了）

当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、この預金の内容を変更し、または取扱いの中止もしくは終了することができるものとします。

第10条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第11条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

（2025年1月6日現在）

未成年者外貨定期預金規定

第1条（口座開設およびご利用条件）

1. 外貨定期預金（以下、「この預金」といいます）の取引は、親権者または後見人（以下「法定代理人」といいます。）による当社所定の同意手続を得た満 13 歳以上の未成年のお客さまであって、本規定及び当社所定の書面を確認し、その内容に同意のうえ、当社は当社所定の審査を行い、外貨普通預金口座開設を承諾した場合に行えるものとします。未成年者外貨普通預金口座は 1 人 1 口座のみ開設いただけます。提携サービス口座では開設いただけません。
2. 書面等を電子交付することにご同意いただけないお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。
3. お客さまは、法定代理人のサポートのもとで外貨預金の仕組みおよびリスクについて十分理解し、法定代理人およびお客さまの判断と責任においてこの預金の取引を行うものとします。
4. 法定代理人およびお客さまは、この預金の取引について、第 1 項による同意手続により民法に定める未成年者取消しを行うことはできません。

第2条（預入）

1. この預金への預入は、通貨ごとに当社が別途定めるものとします。
2. この預金への預入は、お客さま名義の円普通預金口座（決済用預金も含む）または同一通貨の外貨普通預金口座からの振替により取扱います。この預金には、現金による預入はできません。
3. この預金の取引は、当社の外貨普通預金口座をお持ちのお客さま（同時に開設する場合を含みます。）が本規定を承諾のうえ、当社が認めた場合に行えるものとします。
4. 当社は、当社所定の取引時間帯に、外貨定期預金取引の預入を当社所定の方法で受け付けます。
5. お客さまの円普通預金口座または同一通貨の外貨普通預金口座からの振替による預入となります。なお、円普通預金口座からの振替による場合、外貨を買い付ける方法によって行います。
6. 次の各号に該当する場合、当社は、前項に定める取引時間帯の内外にかかわらず預入を受け付けません。なお、詳細は、当社 Web サイト上に掲示します。
 - ① お客さまの指定する預入内容をもとに当社所定の方法により計算した支払相当額が、お客さまの指定する出金口座の支払可能額を超える場合
 - ② その他当社が別途定める場合
7. 第 5 項の円貨からの預入に適用する外国為替相場は、預入受付時点で当社が提示する

取引レートとし、当社は、預入受付完了後すみやかに約定処理を行います。当該約定処理の完了をもって外貨定期預金取引は成立します。

第3条（取扱通貨等）

この預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。

第4条（適用レート等）

1. この預金において、通貨の換算を伴うこの預金の預入またはこの預金を外貨普通預金に払戻後、外貨普通預金から円普通預金に払い戻す際にその換算に適用する外国為替相場は当社所定のレート（以下「取引レート」といいます）とし、当社は、当社所定の時間帯（以下「取引時間帯」といいます）にこれを更新します。
2. 取引レートは、外貨の買付時に適用するレート（以下「買付レート」といいます）と外貨の売却時に適用するレート（以下「売却レート」といいます）とし、その双方を当社インターネットバンキング上に表示します。
3. 取引レートには当社所定の為替手数料を含みます。

第5条（預入の制限）

新規で預入できる外貨預金金額は、外貨普通預金と外貨定期預金を合わせて年間100万円の範囲内とします（以下「年間預入限度額」）。年間預入限度額は預入時の円貨を基準とし、期間は1月1日から12月31日までの1年間とします。なお、その年の年間預入限度額のうち利用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。この預金を払い戻していただいても、年間預入限度額のうち利用した分を再利用することはできません。

第6条（払戻）

この預金の払戻は、満期日に、元金および利息をお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金口座への振替によることとし、現金、振込、引落などによる払戻はできません。

第7条（満期における取扱方法）

1. 満期取扱方法
満期取扱方法は満期解約のみとします。また、満期取扱方法は変更することができません。
2. 満期解約
満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金および利息はお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。

第8条（満期日前の解約）

この預金は、満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前にこの預金の全部を解約する旨の申出があり、かつ当社が認めた場合に限り解約することができます。この場合の利息は無利息とします。

なお、この預金の一部のみを解約することはできません。

第9条（利息）

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および適用する利率を以下「約定利率」といいます）によって単利の方法により計算し、満期日に支払います。
2. この預金の利息に適用する利率は、別途定める預入期間および預入方法などの区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 Web サイト上に表示します。約定利率は、預入において、当社 Web サイト上の該当区分に表示された利率とします。
3. 満期日に何らかの理由により解約ができなかった場合、満期日に第 1 項により計算された利息を元金に組入れます。満期日の翌日以降に解約する場合、満期日以後の利息の計算方法は、満期日から解約日の前日までの期間について、外貨普通預金規定第 8 条に準じた取扱いとし、解約日に支払います。
4. 第 8 条にしたがい、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、無利息とします。払戻元金の支払いはお客さま名義の同一通貨の外貨普通預金への振替により行います。
5. この預金の付利単位は 1 補助通貨単位とし、1 年を 365 日として日割で計算します。ただし、補助通貨未満は切捨てます。
通貨の種類によっては当社所定の付利単位とします。

第10条（成年到来時について）

1. お客さまが成年を迎えられる日の午前 0 時をもって、お客さまの手続きなく通常の外貨普通預金に切り替わります。
2. 通常の外貨普通預金への切り替えにより、外貨預金の年間預入限度額の制限は終了します。

第11条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条（この預金に係るサービスの変更、中止または終了）

当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、この預金の内容を変更し、または取扱いの中止もしくは終了することができるものとします。

第13条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第14条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上
(2025年1月6日現在)